

# 声明文

平素より、当店の活動に対するご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

## 1 はじめに

近時、「X（旧T w i t t e r）」を中心に、当店の第一種動物取扱業の登録状況について「2023年（令和5年）夏頃に一時的に失効していた」といった言説が流布しておりますが、**かかる言説は事実に基づかないものです。**

そこで、第一種動物取扱業の根拠である「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」といいます。）」の規定に基づいて、当店の第一種動物取扱業の登録状況についてご説明致します。

## 2 動愛法の規定について

- (1) 動愛法第10条においては、第一種動物取扱業を営む場合には、都道府県知事の登録を受ける必要があります。この登録の有効期間は同法第13条に基づき5年と定められています。
- (2) 一方、上記の有効期間において、同法所定の取消事由に該当することとなった場合には、動愛法第19条によると、都道府県知事は、当該登録の取り消し又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとされています。そして、同条に基づく取消処分を受けた場合には、都道府県知事は、同法第17条に基づき第一種動物取扱業の登録を抹消しなければならないものとされています。

## 3 当店の登録状況について

当店は、**令和4年4月8日付で「販売」及び「保管」について登録を受けました。この登録の有効期限は令和9年4月7日までとなっております。**この点は、栃木

県動物愛護指導センターのHP（<https://www.douai.pref.tochigi.lg.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/18bd38aa23caf0c8ba836f2b374d53e1-1.pdf>）においても明示されております。

そして、本日に至るまで、当店は、栃木県知事より動愛法所定の登録取消処分を受けたことも業務の停止命令処分を受けたこともございません。特に、上記言説のように、当店が2023年夏頃に動物取扱業の登録取り消しを受けた上で、再度、登録を受けていたのであれば、登録を受けた日が同年夏以降の日となっているはずであり、このことから上記言説が事実無根のものであることがご理解頂けるものと思います。

なお、令和5年8月に横浜市において実施した譲渡会においては、上記登録とは別に横浜市に対する登録手続を行っており、こちらについても問題なく登録された上で譲渡会を実施していたことを申し添えます。

#### 4 おわりに

以上の次第であり、当店の第一種動物取扱業の登録が「2023年の夏頃に一時的に失効していた」との言説は明確に事実無根のものであることが明らかです。

つきましては、上記事実無根の投稿を行った方におかれましては、速やかに当該投稿を削除頂くと共に、皆様におかれましても、今後、このような事実無根の投稿をなされないようにして頂きたく思います。

当店は、今後とも、一羽でも多くの小鳥を里親の皆様へ繋ぐ保護活動に邁進する所存ですので、皆様におかれましては、今後ともこれまでと変わらぬご厚情を賜りますようお願い致します。

以上